

永教学第 165 号
令和7年 2月18日

委 員 各 位

永平寺町教育委員会
教育長 竹内 康高
(公印略)

教育委員会の開催について

立春の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
つきましては、教育委員会を下記のとおり開催しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年2月27日（木）午後3時00分から
2. 場 所 永平寺支所3階 大ホール
3. 内 容
 - 1) 庶務報告および主な行事予定報告
 - 2) 永平寺町御陵公民館条例の制定について
 - 3) 永平寺町吉野公民館条例の制定について
 - 4) 永平寺町上志比振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5) 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6) 永平寺町教育振興に関する大綱について
 - 7) 令和7年度学校教育方針（案）について
 - 8) 令和7年度社会教育方針（案）について
 - 9) その他

※ 協議資料は、タブレット端末の「Teams」に格納してあります。

※ 会議当日は、タブレット端末をご持参くださいますようお願いします。

※ マイボトル運動の促進にご協力を願いいたします。



永平寺町
公式 LINE



福井永平寺
ブルーサンダーHP

永平寺町
防災メール



永平寺町教育委員会

日 時 令和7年2月27日（木）
午後3時00分から
場 所 永平寺支所3階 大ホール

1 教育長あいさつ

2 報告事項

報告第10号 庶務報告および主な行事予定報告

3 議事

議案第23号 永平寺町御陵公民館条例の制定について
議案第24号 永平寺町吉野公民館条例の制定について
議案第25号 永平寺町上志比振興センター条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第26号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 永平寺町教育振興に関する大綱について
議案第28号 令和7年度学校教育方針（案）について
議案第29号 令和7年度社会教育方針（案）について

4 その他

令和7年 永平寺町はたちのつどい について

次回の教育委員会 3月27日（木）午後3時00分

松岡公民館 講義室・視聴覚室

5 閉会あいさつ

報告第10号

庶務報告

- 1月31日（金） スキー教室（吉野小）
- 2月 3日（月） 私立高校一般入試（～4日）
- 6日（木） 校長会
スキー教室（上志比小）
- 7日（金） 私立高校一般入試合格発表
- 9日（日） 福井高専一般入試
- 13日（木） 福井高専一般入試合格発表
- 17日（月） 第6回 Eまなびの会
- 20日（木） 県立高校一般入試（～21日）
- 27日（木） 教育委員会
総合教育会議

主　な　行　事　予　定　報　告

- 3月 3日（月） 県立高校一般入試合格発表
校長会
- 6日（木） 中学校卒業式
- 9日（日） 永平寺町はたちのつどい
- 13日（木） 小学校卒業式
- 19日（水） 幼児園・幼稚園卒園式
- 22日（土） みどり葉こども園卒園式
- 24日（月） 修了式・離任式（小学校）
- 25日（火） 学年末休業（～31日）
- 27日（木） 教育委員会
- 4月 1日（火） 学年始休業（～7日）

議案第23号

永平寺町御陵公民館条例の制定について

【制定の目的】

「松岡農業構造改善センター（松岡御陵地区）」は、農業振興を目的に建設されました。しかし、近年の利用状況を見ると、農業関連の用途は減少し、地域住民の交流やコミュニティ活動の拠点としての役割が拡大しています。現在、公民館として活用されるケースが増えており、地域の実情に即した運営が求められています。

この状況を踏まえ、本施設を公民館として位置づけ、住民の学習・交流・地域活動を支援することで、生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。施設名称には「改善センター」を継承し、設置目的には引き続き農業振興を掲げつつ、利用の幅を広げるものとします。

公民館への移行に伴い、施設の管理は農林課から生涯学習課へ所管替えを行います。これにより、地域住民の皆様にはこれまでと同様に利用していただけるほか、新たな学習・交流の場としての活用が期待されます。

この方針に基づき、永平寺町御陵公民館条例を制定します。

○《現名称》永平寺町松岡農業構造改善センター

- ・名 称 案 御陵公民館（改善センター）
- ・所 在 地 永平寺町松岡兼定島第36号34番地
- ・使 用 料 現条例の使用料金体系を引き継ぐ
- ・休 館 日 等 休館日 月曜日
使用時間 午前8時30分から午後9時30分まで
- ・施 行 日 令和7年4月1日

永平寺町御陵公民館条例

（設置）

第1条 永平寺町公民館条例（平成18年永平寺町条例第76号）第1条に定めるもののほか、松岡御陵地域の社会教育及び農業振興の拠点として地域の活性化を促進し、もって福祉の増進に寄与するため、永平寺町御陵公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御陵公民館（改善センター）	永平寺町松岡兼定島第36号34番地

（管理運営）

第3条 公民館は、永平寺町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営するものとする。

（事業）

第4条 公民館では、次の業務を行う。

- （1） 地域振興、活性化対策及び農業経営等に関する研修会、講習会等の開催に関すること。
- （2） 各種団体、その他機関等との連携及び活動をすること。
- （3） 健康増進、レクリエーション活動等の開催に関すること。
- （4） 定期講座や料理実習等の開催に関すること。
- （5） その他教育委員会が特に必要と認めること。

（使用の許可）

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用申込書を提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないことができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 営利を目的として事業を行おうとするとき。
- （3） 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業を行おうとするとき。
- （4） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持し、宗教的活動を行おうとするとき。
- （5） 前各号に掲げるときのほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

（使用の停止又は取消し）

第7条 第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用の停止をさせ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- （1） この条例若しくはこの条例の基づく教育委員会規則又は使用の許可の条件に違反したとき。
- （2） 公民館又は設備等を破損するおそれがあると認めるとき。
- （3） 公民館の設置の目的に著しく違反し、不適当と認めるとき。

(4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 公民館を利用する者が、故意又は過失により公民館又は設備等に損害を生じさせ、原状の回復ができないときは、その者は、損害を賠償しなければならない。ただし、町長において必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

永平寺町御陵公民館使用料

部屋名	半日	夜間	1日
多目的ホール	2,200円	2,740円	3,960円
和室	1,640円	2,200円	2,740円
料理実習室	1,640円	1,640円	2,200円

備考 冷暖房使用の使用料は、2割増しとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議案第24号

永平寺町吉野公民館条例の制定について

【制定の目的】

永平寺町松岡多目的集会センター(松岡吉野地区)は、農業振興を目的に建設されました。しかし、近年の利用状況を見ると、農業関連の用途は減少し、地域住民の交流やコミュニティ活動の拠点としての役割が拡大しています。現在、公民館として活用されるケースが増えており、地域の実情に即した運営が求められています。

この状況を踏まえ、本施設を公民館として位置づけ、住民の学習・交流・地域活動を支援することで、生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。施設名称には「ざおう荘」を継承し、設置目的には引き続き農業振興を掲げつつ、利用の幅を広げるものとします。

公民館への移行に伴い、施設の管理は農林課から生涯学習課へ所管替えを行います。これにより、地域住民の皆様にはこれまでと同様に利用していただけるほか、新たな学習・交流の場としての活用が期待されます。

この方針に基づき、永平寺町吉野公民館条例を制定します。

○《現名称》永平寺町松岡多目的集会センター

- ・名 称 案 吉野公民館 (ざおう荘)
- ・所 在 地 永平寺町松岡吉野第25号18番地
- ・所 管 課 永平寺町教育委員会生涯学習課
- ・使 用 料 現条例の使用料金体系を引き継ぐ
- ・休 館 日 等 休館日 月曜日
使用時間 午前8時30分から午後9時30分まで
- ・施 行 日 令和7年4月1日

永平寺町吉野公民館条例

(設置)

第1条 永平寺町公民館条例（平成18年永平寺町条例第76号）第1条に定めるもののほか、松岡吉野地域の社会教育及び農業振興の拠点として地域の活性化を促進し、もって福祉の増進に寄与するため、永平寺町吉野公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吉野公民館（ぎおう荘）	永平寺町松岡吉野第25号18番地

(管理運営)

第3条 公民館は、永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理運営するものとする。

(事業)

第4条 公民館では、次の事業を行うものとする。

- (1) 地域振興、活性化対策及び農業経営等に関する研修会、講習会等の開催に関すること。
- (2) 各種団体、その他機関等との連携及び活動をすること。
- (3) 健康増進、レクリエーション活動等の開催に関すること。
- (4) 定期講座や料理実習等の開催に関すること。
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めること。

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用申込書を提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として事業を行おうとするとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業を行おうとするとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持し、宗教的活動を行おうとするとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の停止又は取消し)

第7条 第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用の停止をさせ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例の基づく教育委員会規則又は使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 公民館又は設備等を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の設置の目的に著しく違反し、不適当と認めるとき。

(4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 公民館を利用する者が、故意又は過失により公民館又は設備等に損害を生じさせ、原状の回復ができないときは、その者は、損害を賠償しなければならない。ただし、町長において必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

永平寺町吉野公民館使用料

部屋名	半日	夜間	1日
多目的ホール	2,200円	2,740円	3,960円
和室	1,640円	2,200円	2,740円
料理実習室	1,640円	1,640円	2,200円

備考 冷暖房使用の使用料は、2割増しとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て)。

議案第25号

永平寺町上志比地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について

【改正の概要】

生涯学習課が施設管理をしている公民館について、施設名称の統一化を図るため条例の一部を改正するものです。

【施行日】

令和7年4月1日

現行	改正後（案）
<p><u>永平寺町上志比地域振興センター条例</u></p> <p>平成30年3月16日 条例第13号 (設置)</p> <p>第1条 上志比地域の拠点として地域振興、活性化を促進し、福祉の増進に寄与するため、<u>上志比地域振興センター</u>（以下「<u>地域振興センター</u>」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>地域振興センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (管理運営)</p> <p>第3条 <u>地域振興センター</u>は、永平寺町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営するものとする。</p> <p>2 <u>地域振興センター</u>の管理運営は、委託することができる。 (業務)</p> <p>第4条 <u>地域振興センター</u>では、次の業務を行う。 (1)～(5) (略) (使用許可)</p>	<p><u>永平寺町上志比公民館条例</u></p> <p>令和7年4月1日 条例第 号 (設置)</p> <p>第1条 上志比地域の拠点として地域振興、活性化を促進し、福祉の増進に寄与するため、<u>上志比公民館</u>（以下「<u>公民館</u>」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>公民館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (管理運営)</p> <p>第3条 <u>公民館</u>は、永平寺町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営するものとする。</p> <p>2 <u>公民館</u>の管理運営は、委託することができる。 (業務)</p> <p>第4条 <u>公民館</u>では、次の業務を行う。 (1)～(5) (略) (使用許可)</p>

<p>第5条 <u>地域振興センター</u>を使用する者は、あらかじめ教育委員会に使用申込書を提出し、許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を与えないことが出来る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>地域振興センター</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>地域振興センター</u>の使用料は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p><u>永平寺町上志比地域振興センター</u>使用料</p>	<p>第5条 <u>公民館</u>を使用する者は、あらかじめ教育委員会に使用申込書を提出し、許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を与えないことが出来る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>公民館</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>公民館</u>の使用料は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p><u>永平寺町上志比公民館</u> 使用料</p>
---	--

議案第26号

永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

【改正の概要】

永平寺町御陵公民館、永平寺町吉野公民館の条例制定及び上志比地域振興センター条例の一部改正に伴い、永平寺町公民館条例内の関係施設名称に係る部分を改正するものです。

【施行日】

令和7年4月1日

現行	改正後（案）
<p>永平寺町公民館条例 平成18年2月13日 条例第76号</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>第14条 御陵公民館、吉野公民館、永平寺公民館、志比南公民館、志比北公民館及び上志比公民館の使用に関する事項は、それぞれ<u>永平寺町松岡農業構造改善センター条例（平成18年永平寺町条例第114号）</u>、<u>永平寺町松岡多目的集会センター条例（平成18年永平寺町条例第117号）</u>、永平寺町永平寺開発センター条例（平成18年永平寺町条例第122号）、<u>永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例（平成18年永平寺町条例第119号）</u>、永平寺町生活改善センター条例（平成18年永平寺町条例第120号）及び<u>永平寺町上志比地域振興センター条例（平成30年永平寺町条例第13号）</u>の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第15条（略）</p>	<p>永平寺町公民館条例 令和7年4月1日 条例第 号</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>第14条 御陵公民館、吉野公民館、永平寺公民館、志比南公民館、志比北公民館及び上志比公民館の使用に関する事項は、それぞれ<u>永平寺町御陵公民館条例（令和7年永平寺町条例第 号）</u>、<u>永平寺町吉野公民館条例（令和7年永平寺町条例第 号）</u>、永平寺町永平寺開発センター条例（平成18年永平寺町条例第122号） 、永平寺町生活改善センター条例（平成18年永平寺町条例第120号）及び<u>永平寺町上志比公民館条例</u>（平成30年永平寺町条例第13号）の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第15条（略）</p>

議案第27号

永平寺町教育振興に関する大綱について

別紙のとおり

議案第28号

令和7年度学校教育方針（案）について

別紙のとおり

議案第29号

令和7年度社会教育方針（案）について

別紙のとおり

その他

令和7年 永平寺町はたちのつどい

次の教育委員会 3月27日（木）午後3時00分

松岡公民館 講義室・視聴覚室

令和6年度教育委員会会議日程

月	日	曜日	開始時間	開催場所	備考(施設予約)
4	25	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
5	16	木	16:30～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	15:00～17:00
6	27	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
7	25	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
9	26	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
10	31	木		書面	
11	28	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
12	26	木	15:00～	永平寺町役場 3階大会議室	14:00～17:00
1	30	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00
2	27	木	15:00～	永平寺支所 大ホール	14:00～16:00
3	27	木	15:00～	松岡公民館 講義室・視聴覚室	14:00～17:00

毎月1回 最終木曜日に開催 8月はお休み

令和7年 永平寺町はたちのつどい

1. 行事名 「令和7年永平寺町はたちのつどい 永幸 ~Eternal Happiness~」

※サブタイトルは実行委員会で決定しました

2. 会場 上志比文化会館サンサンホール

3. 日時 令和7年3月9日(日) 13:30~15:00

13:00~13:30 (30) 受付

13:30~14:00 (30) 式典

開式通告

国歌斉唱 (CD音源)

主催者挨拶 (町長)

実行委員会挨拶(実行委員1名)([REDACTED])

来賓祝辞 (県議・町議長)

来賓紹介

誓いの言葉 (実行委員2名([REDACTED]))

万歳三唱 (教育長)

閉式通告

14:00~14:10 (10) 記念写真撮影準備

14:10~14:30 (20) 記念写真撮影

14:30~15:00 (30) はたちのつどい実行委員会企画

● ビンゴ大会

● フォトスポット(ロビー等に設置予定)

● 恩師メッセージ動画

(後日 YouTube 限定公開。

記念写真の送付を希望した対象者に URL を送付します。)

4. 対象者 221名 (前年比 11名減)

※参加予定人数 135名 (昨年度参加者150名)

5. 列席 恩師 13名(12月案内送付済み)

来賓 県議会議員・町議会議員・教育委員

主催 町長・副町長・教育長

6. その他

● 実行委員 8名(松岡2名、永平寺5名、上志比1名)

● 配布物 記念品(タンブラー) ※実行委員会で検討し決定

町の公式LINE 等の情報

県及び各課からのお知らせ等